

令和6年度介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定等について (案)

1 訪問型サービス (1単位当たり10.7円)

(1) 基本報酬 (単位) 【令和6年4月1日施行】

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容		訪問介護員による身体介護、または身体介護と併せて利用する生活援助	訪問介護員による生活援助	本市が定める研修の修了者等による生活援助
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,148 (1,176)	964 (987)	856 (838)
	週2回程度	2,296 (2,349)	1,928 (1,972)	1,712 (1,674)
	週2回超程度	3,645 (3,727)	3,060 (3,129)	2,718 (2,656)
1回当たり報酬 (12回まで)		287 (268)	220 (225)	214 (191)

※ 網掛けが改定項目。()内は、改定前の単位数。

※ 国の算定構造に合わせ、1回当たり報酬を統一。

(2) 加算・減算項目及び単位 (変更部分のみ抜粋。詳細は参考資料のとおり。)

【令和6年4月1日施行】

名称	介護型	生活支援型	支え合い型	備考
高齢者虐待防止措置 未実施減算	基本報酬×99%	同左	同左	新規
業務継続計画未策定減算	基本報酬×99%	同左	同左	新規 R7.4.1~適用
同一建物減算	基本報酬×88%	同左	同左	区分追加
口腔連携強化加算	50単位/月 (1月に1回を限度)	同左	—	新規

【令和6年6月1日施行】

名称	介護型	生活支援型	支え合い型	備考
介護職員処遇改善加算	I:基本報酬*×24.5% II:基本報酬*×22.4% III:基本報酬*×18.2% IV:基本報酬*×14.5%	同左	—	変更
	V(1)~(14):基本報酬* ×7.6%~22.1%	同左	—	R7.3.31まで算定可 (現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持したうえで、改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置)
常勤配置加算	週1回程度	—	—	125単位/月
	週2回程度	—	—	250単位/月
	週3回程度	—	—	397単位/月
	1回当たり	—	—	31単位/月

* 上記基本報酬には、生活機能向上連携加算等の加算分を含む。

2 通所型サービス（1単位当たり10,45円）

(1) 基本報酬（単位）【令和6年4月1日施行】

		介護予防型		短時間型			
サービス提供時間		原則3時間以上		1時間以上3時間未満			
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし	
				送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,798 (1,672)	1,598 (1,472)	1,472 (1,393)	1,085 (984)	1,266 (1,176)	878 (766)
	週2回程度	3,621 (3,428)	3,221 (3,028)	2,941 (2,829)	2,179 (2,013)	2,536 (2,395)	1,774 (1,579)
1回 当たり 報酬	1~4回/月	436 (384)	388 (338)	357 (320)	263 (226)	307 (270)	213 (176)
	5~8回/月	447 (395)	398 (349)	364 (326)	270 (232)	314 (276)	220 (182)

※ 網掛けが改定項目。（ ）内は、改定前の単位数。

※ 短期集中運動型デイサービスについては、短時間型デイサービスに統合し、当該サービスの加算（短期集中予防プログラム加算）として実施。

(2) 加算・減算項目及び単位（変更部分のみ抜粋。詳細は参考資料のとおり。）

【令和6年4月1日施行】

名称		介護予防型	短時間型	備考
高齢者虐待防止措置 未実施減算		基本報酬×99%	同左	新規
業務継続計画未策定減算		基本報酬×99%	同左	新規（感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、R7.3.31までの間適用しない）
同一建物減算	1回当たり	△94単位	同左	区分追加
短期集中予防プログラム加算		—	1,500単位/月	新規（資料4のとおり）
事業所評価加算		120単位/月	同左	廃止
運動器機能向上加算		225単位/月	同左	廃止（基本報酬に包括化）
選択的サービス複数実施加算Ⅰ		480単位/月	同左	廃止（栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）
選択的サービス複数実施加算Ⅱ		700単位/月	同左	廃止
一体的サービス提供加算		480単位/月	同左	新規

【令和6年6月1日施行】

名称	介護予防型	短時間型	備考
介護職員処遇改善加算	I：基本報酬*×9.2% II：基本報酬*×9.0% III：基本報酬*×8.0% IV：基本報酬*×6.4%	同左	変更
	V(1)~(14)：基本報酬*×3.3%~8.1%	同左	R7.3.31まで算定可（現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持したうえで、改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置）

* 上記基本報酬には、看護職員配置加算及びサービス提供体制強化加算分を含む。

3 介護予防ケアマネジメント（1単位当たり10,7円）

（1）基本報酬（単位）【令和6年4月1日施行】

		ケアマネジメントA 委託料	ケアマネジメントC 委託料
サービス提供内容		介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合の支援	ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合の支援
月額（包括）報酬	(1)地域包括支援センターが行う場合	442（438）	442（438）
	(2)指定居宅介護支援事業所に再委託する場合	472【新規】	472【新規】

※ 網掛けが改定項目。（ ）内は、改定前の単位数。

（2）加算・減算項目及び単位【令和6年4月1日施行】

（変更部分のみ抜粋。詳細は参考資料のとおり。）

名称	加算内容	備考
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本報酬×99%	新規
業務継続計画未策定減算	基本報酬×99%	新規（R7.4.1～適用）

4 その他（総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化）

介護保険法施行規則の改正（案）において、「継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービスAを含める。」とされたことを受け、本市で実施している訪問型・通所型サービスAについて、要介護認定を受けた後も引き続きサービスの利用を可能とする。

※ 本市においては、生活支援型ヘルプサービス、支え合い型ヘルプサービス及び短時間型デイサービスが対象となる。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

資料5 参考資料

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	<p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</p>
単位数	
<p><現行> なし</p>	<p><改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
算定要件等	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

49

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等	<p>○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。</p>
--------------	--

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	<p><現行> なし</p> <p>▶ <改定後> 業務継続計画未実施減算</p> <p>施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
算定要件等	<p>○ 以下の基準に適合していない場合（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p>

48

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

概要	【訪問介護】
○ 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。【告示改正】	

単位数・算定要件等																			
<p><現行></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減算の内容</th> <th>算定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①10%減算</td> <td>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>②15%減算</td> <td>上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</td> </tr> <tr> <td>③10%減算</td> <td>上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）</td> </tr> </tbody> </table>	減算の内容	算定要件	①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）	②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	<p>▶ <改定後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減算の内容</th> <th>算定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①10%減算</td> <td>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>②15%減算</td> <td>上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</td> </tr> <tr> <td>③10%減算</td> <td>上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）</td> </tr> <tr> <td>④12%減算（新設）</td> <td>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</td> </tr> </tbody> </table>	減算の内容	算定要件	①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）	②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	④12%減算（ 新設 ）	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合
減算の内容	算定要件																		
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）																		
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合																		
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）																		
減算の内容	算定要件																		
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）																		
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合																		
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）																		
④12%減算（ 新設 ）	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合																		

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

現行(例)

① 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
⇒ 10%減算

①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし

住宅利用者2人
⇒ 減算なし

利用者が54人の事業所の場合

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人
⇒ 15%減算

③ ①以外の同一の建物に居住する利用者20人
⇒ 10%減算

集合住宅利用者10人
住宅利用者10人
⇒ 減算なし

利用者が90人の事業所の場合

改定後(例)

④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
(49/54=9割以上であるため)
⇒ 12%減算

①以外の同一の建物に居住する利用者3人
⇒ 減算なし

住宅利用者2人
⇒ 減算なし

利用者が54人の事業所の場合

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

136

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
	○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】
単位数	<p><現行> なし</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-size: 2em;">▶</p> <p><改定後> 口腔連携強化加算 50単位/回（新設） ※1月に1回に限り算定可能</p>
算定要件等	<p>○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。（新設）</p> <p>○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p>



3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 概要**
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
 - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数 ※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

107

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

- 算定要件等**
- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
 - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	I 新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	II 新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 → グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]	III 新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]	IV 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(II) [10.0%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

2. (1) ⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

概要	【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】							
<p>○ 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質を評価し、適切なサービス提供とする観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 利用開始から12月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する場合は減算を行わないこととする。</p> <p>イ 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するようLIFEへリハビリテーションのデータ提出を推進するとともに、事業所評価加算の廃止を行う。【告示改正】</p>								
単位数								
<p>○ 利用開始日の属する月から12月超</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 5単位/回減算</p> <p>介護予防通所リハビリテーション 要支援1 20単位/月減算 要支援2 40単位/月減算</p> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p><改定後></p> <p>要件を満たした場合 減算なし (新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>事業所評価加算</p> <p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="vertical-align: top;"> <p><改定後></p> <p>(廃止) (廃止)</p> </td> </tr> </table>			<p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 5単位/回減算</p> <p>介護予防通所リハビリテーション 要支援1 20単位/月減算 要支援2 40単位/月減算</p>	▶	<p><改定後></p> <p>要件を満たした場合 減算なし (新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)</p>	<p>事業所評価加算</p> <p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月</p>	▶	<p><改定後></p> <p>(廃止) (廃止)</p>
<p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 5単位/回減算</p> <p>介護予防通所リハビリテーション 要支援1 20単位/月減算 要支援2 40単位/月減算</p>	▶	<p><改定後></p> <p>要件を満たした場合 減算なし (新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)</p>						
<p>事業所評価加算</p> <p><現行></p> <p>介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月</p>	▶	<p><改定後></p> <p>(廃止) (廃止)</p>						
算定要件等								
<p>○ 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所（訪問）リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 ・ 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 								

73

4. (2) ① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要	【介護予防通所リハビリテーション】				
<p>○ 予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。</p> <p>イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせることで算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【告示改正】</p>					
単位数					
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>運動器機能向上加算 225単位/月 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位</p> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">▶</td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p><改定後></p> <p>廃止 (基本報酬に包括化) 廃止 (栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価) 一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)</p> </td> </tr> </table>			<p><現行></p> <p>運動器機能向上加算 225単位/月 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位</p>	▶	<p><改定後></p> <p>廃止 (基本報酬に包括化) 廃止 (栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価) 一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)</p>
<p><現行></p> <p>運動器機能向上加算 225単位/月 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位</p>	▶	<p><改定後></p> <p>廃止 (基本報酬に包括化) 廃止 (栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価) 一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)</p>			
算定要件等					
<p>○ 以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 ・ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。 ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。 					

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
	<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p> i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p> ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>

単位数・算定要件等	
<p><現行></p> <p>介護予防支援費 438単位 なし</p>	<p><改定後></p> <p>介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>	<p>▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</p> <p>▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p> <p>▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p>
	} 介護予防支援費 (Ⅱ) のみ

5

総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化 (案)

- 本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続できるようにする観点から、継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービスB・D）を利用できることとしている（令和3年4月施行^(※)）。
- (※) 継続利用要介護者数：295人、継続利用要介護者に対する総合事業を提供する市町村数：59市町村（令和4年6月1日現在）
(出典) 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）
- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、見直しを行う。

「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）

- 高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である。

介護保険法施行規則の改正(案)

- ・ 継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとして**サービスAを含める。**
- ・ 継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、**居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応**に関する規定を新設。

	訪問型・通所型 従前相当サービス	訪問型・通所型 サービスA	訪問型・通所型 サービスB	訪問型・通所型 サービスC	訪問型・通所型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
対象	×	○ (今回見直し)	○ (R3,4~)	×	○ (R3,4~)

(注) 継続利用要介護者のケアマネジメントは、従前と同様、原則として指定居宅介護支援事業者が本人の選択のもとで行う。
継続利用要介護者に対する総合事業に要する費用については、総合事業の上限額の個別協議の対象とする。（通知により規定(案)）